



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。

本年も、お世話になっている皆さまに、あいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という開業以来の目標を掲げ、以下の方針に基づき、お客様の立場に立って事件解決に向けて誠実に対応するよう、日々の業務に取り組んで参ります。

相談しやすい事務所であること

依頼を断らない事務所であること

利用しやすい費用体系であること

小さな依頼でも誠実に対応すること

偉くない事務所であること

本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。



あいわ総合司法書士事務所
代表 司法書士 椎名尚文

北海道ブロック新人研修

こんにちは、司法書士の高井和馬です。先日、1月23日から1週間にわたって開催されていた北海道ブロック新人研修会の講師として登壇いたしました。同研修会では、不動産登記や商業登記、裁判実務など実務に直結する講義が行われますが、私が担当したのは「社会問題」をテーマに、パネルディスカッション形式で、司法過疎やヤミ金問題、ホームレスの支援活動、法教育などの権利擁護に関する司法書士の活動を紹介いたしました。様々なテーマを紹介する中で、私が担当したのは「ヤミ金問題」です。

私は、ヤミ金問題については、司法書士登録をした2009年から取り組んでおります。取り組むきっかけになったのは、司法書士登録をする前に配属研修として配属された2つの事務所の司法書士が、お二人とも熱心にヤミ金問題に取り組んでおり、自然と私もヤミ金問題に取り組むようになりました。

2009年頃は、店舗を構えているヤミ金があったり、車金融（車を担保にお金を貸すヤミ金）やシステム金融（手形・小切手を担保にお金を貸すヤミ金）などの相談を受けることもありましたが、多くは、090金融と呼ばれる携帯電話一本で短いサイクルで超高金利の貸付けを行う無登録業者です。借入れに際しては、勤務先や家族の連絡先などの情報を提供する必要があり、1週間から10日サイクルで返済を求められます。一度、返済を滞ると、借りた本人だけでなく、家族や勤務先にも過酷な取立てを行います。年利にすると1000%を超える業者もあり、一度借入れをすると、すぐに破綻してしまいます。最近では、ツイッター（Twitter）などのSNSを使ったヤミ金が主流になってきており、連絡方法もLINEを使って行うことが多くなってきました。LINEを使うことで、借入れの際に給与明細書や運転免許証などを写真で送るよう求められる、個人情報が悪用されるおそれもあります。また、給与ファクタリングや後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取業者など、形式的に売買契約を装い、出資法や利息制限法などの法律を潜脱しようとするヤミ金業者もでてきております。

研修会では、このようなヤミ金問題に関する取組みを紹介させていただきました。ヤミ金問題は、司法書士が取り組まなければならない分野だと思います。本年も積極的にヤミ金問題に取り組んでいきたいと思っています。

相続登記の義務化

昨年のあいわ通信でもご紹介しましたが、民法・不動産登記法等の改正により、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることになりました。

相続登記とは、土地や建物、マンションなどの所有者が亡くなった際に相続人の名義に変えるために法務局へ所有権移転登記の申請手続きをすることです。いわゆる、不動産の名義変更と言われていたものです。

相続登記が義務化されたことにより、相続登記の申請に期限が定められ、相続や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられました。

また、「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の義務化は令和6年4月1日に施行されます。そして、相続登記の義務化は、施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます（遡及適用）。

相続登記は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。相続人が多数いる場合には相続人を特定するために、たくさんの戸除籍謄本を収集する必要があります。手続きに時間がかかる場合もあります。相続登記の未了の物件があり、手続きにお悩みの方は、早い段階で司法書士にご相談することをお勧めいたします。



お客様の声を紹介します

今月号では昨年ご依頼頂いた、お客様の声をご紹介します。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が落ち込んで、借入に頼ってしまったという相談を受ける機会が多いです。弊事務所では、利用しやすい費用体系で、小さな事件でも誠実に対応いたします。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【債務整理のご相談 男性 40代】

急な依頼にも関わらず快くご対応下さり本当にありがとうございました。
法テラスや弁護士事務所も様々な相談はしては対応して頂けず、一人で口頭論弁論に臨むしかないと思っていたとき、たまたまホームページを見つけた。ここがためになり諦めるしかないと思い、タメを運搬したのか、きっかけです。後は安心しなかにあまを丁寧な解決までしっかり対応下さり、感謝の気持ちでいっぱい。自分の身でコロナの影響もあり日々大変で持ち直す力も与えて頂いた。こんな気持ちも2ヶ月にわたりありがとうございました。

あいわ事務所からのお知らせ

当事務所で遺言書を保管させて頂いているお客様へお知らせです。当事務所では、遺言書保管中のお客様に、遺言の変更等のご希望の有無を定期的に確認させて頂いております。また、遺言書に関係のある方や不動産等のご資産に変更がありますと、遺言についても見直しが必要となる場合があります。そのため、大変お手数をおかけしますが、同封の「お尋ね事項」をご記入のうえ、ご返送頂きたいいたします。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

